



一級建築士の懲戒処分について

建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（12月19日開催）の同意を得て、別紙のとおり一級建築士に対し、業務停止処分（12月19日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 ^{さがね} ^{あきのり} 相根 昭典 (登録番号 第 213531 号)

① 処分の内容

令和 5 年 6 月 1 日から業務停止 2 月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物について、株式会社アンビエックス一級建築士事務所（東京都知事登録第 33476 号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 23 条の規定に違反する設計（本件建築物は、同法第 22 条に規定する区域内にあるため、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造方法を、同法第 23 条の規定に基づく平成 12 年建設省告示第 1362 号第 1 第 3 号イの規定により、屋内側にあっては、厚さ 9.5 mm 以上のせっこうボード等による防火被覆が設けられた構造としなければならないにもかかわらず、小屋裏の妻壁の屋内側について、これに適合しない設計）を行った。

2 ^{みつ} ^{しょうじ} 見津 庄二 (登録番号 第 145503 号)

① 処分の内容

令和 5 年 6 月 1 日から業務停止 2 月

② 処分の原因となった事実

富山県内の建築物（2 物件）について、見津庄二設計室（富山県知事登録第 (5)1132 号）の業務に関し、上記 2 物件のうちの 1 物件（建築確認：平成 28 年 7 月）について、代理者及び工事監理者として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、建築工事の着手前に、建築確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないにもかかわらず、無確認で建築工事が行われることを容認した。また、上記のうちの 1 物件（建築確認：平成 28 年 12 月）について、工事監理者として、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 20 条第 3 項及び建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 15 の規定に基づき、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を工事監理報告書で建築主に報告しなければならないにもかかわらず、これを行わなかった。

3 ^{やまもと} ^{ただし} 山本 正 (登録番号 第 151262 号)

① 処分の内容

令和 5 年 6 月 1 日から業務停止 2 月

② 処分の原因となった事実

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 5 号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、戒告を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。

4 ^{むらた} ^{きんや} 村田 錦哉 (登録番号 第 241056 号)

① 処分の内容

令和 5 年 6 月 1 日から業務停止 2 月

② 処分の原因となった事実

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 5 号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、戒告を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。

5 ^{やまがた} ^{よしかず} 山形 義和 (登録番号 第 160506 号)

① 処分の内容

令和 5 年 6 月 1 日から業務停止 2 月

② 処分の原因となった事実

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、戒告を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。

6 ^{こぎく} ^{けんじ} 小菊 健司 (登録番号 第 164715 号)

① 処分の内容

令和 5 年 6 月 1 日から業務停止 14 日

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物について、株式会社フリークス一級建築士事務所（東京都知事登録第 55416 号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 35 条及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条の

4の規定に違反する設計（本件建築物は、用途が寄宿舍となる特殊建築物、階数が3以上の建築物及び延べ面積が1,000㎡をこえる建築物に該当するため、照明装置の設置を通常要する部分には、避難上及び消火上支障がないように、非常用の照明装置を設けなければならないにもかかわらず、当該部分に該当する厨房からの避難経路となる前室について、これに適合しない設計）を行った。

以上